児童名	※施設利用(申込)児童	生年月日			入所・入園又は希望施設名	※該当する方に〇
		年	月	日		在籍・申請中
		年	月	日		在籍・申請中
		年	月	日		在籍・申請中

厚木市長 宛

厚木市福祉事務所長 宛

求職活動に関する申立書

【教育・保育給付認定の場合】

保育所等施設利用(継続)にあたり、現在求職活動中のため就労証明書が提出できません。

ついては、入所日(又は前職退職日)から2か月以内に<u>**週4日以上かつ月64時間以上の就労</u>を開始**し、就労証明書を提出いたしますので入所(継続)を希望します。</u>

なお、入所・入園後2か月以内に就労せず、他の利用要件も具備しない場合、その月末に利用施設を退所・退園し、保育の実施を解除(退所・退園)されても異議を申し立てることはありません。

また、退所・退園の翌月1日の保育所等施設利用申込みはいたしません。

【施設等利用給付認定の場合】

施設利用にあたり、現在求職活動中のため就労証明書が提出できません。

ついては、施設等利用給付認定期間中に就労し、就労証明書を提出いたしますので認定を希望します。 なお、施設等利用給付認定期間中に就労せず、他の利用要件も具備しない場合、認定を取り消されても異議を申し立てることはありません。

≪求職活動の状況について≫											
1 活動の内容 (該当するものに②、複数回答可)		□公共職業安定所(ハローワーク)に通っている(週 回程度) □新聞・インターネット等で求人情報を検索し、仕事を探している。 □会社説明会に参加し、採用試験を受けている。※最近1か月の状況(会社説明会 回/面接 回)									
		□就職斡旋機関に登録し、仕事を探している。 ※登録機関の名称:() □その他()									
2 求職活動中であることを確認できる書類の提出		口提出あ	ロハローワーク受付票 □雇用保険受給者資格証 □就職斡旋機関登録画面 □その他()								
		□提出なし ※「なし」に☑の場合、以下に直近1か月の活動内容を記入してください。									
3 前職の有無		□無し □有り 退職日 年 月 日									
4 入所保留となった場合 (教育・保育給付認定を申請(中)の方の		□入所保留後も求職活動を継続する □入所保留となった場合、求職活動を休止する									
5 直近1か月の求職活動状況 ※求職活動中であることを確認できる書類の提出なし口の方のみ記入してください。											
活動日活動内容			会社名	会社所在地							
						Tel	_	_			
						Tel	_	_			
						Tel	_	_			

上記のとおり、相違ありません。

令和 年 月 日 氏名(就労予定者)

注意事項

【教育・保育給付認定の場合】

■入所(園)の方

就労証明書の提出期限は、保育所等入所・入園日又は前職退職日から2か月以内となります。

なお、提出期限内に就労証明書が提出されない場合及び勤務が開始されない場合については、<u>本署名をもって退所・退園届と致しますので予</u>め御了承ください。

■申請・入所(園)保留の方

求職活動中の方の教育・保育給付認定期間は、施設利用申込み月から2か月です。教育・保育給付認定証期間の終了とともに保育所等利用申請も無効となります。教育・保育給付認定期間終了後もなお、継続して利用を希望する場合、認定期間の最終日が属する月の10日(10日が土日祝日の場合、直前の開庁日)までに、①交付済みの「教育・保育給付認定証」②「教育・保育給付認定変更申請書」③「求職に関する申立書」④「ハローワーク受付票」等のコピーを御提出ください。

【施設等利用給付認定の場合】

就労証明書は、施設等利用給付認定期間中に御提出ください。なお、期間中に就労証明書が提出されない場合及び勤務が開始されない場合については、期間末日をもって認定終了となります。